

(仮称) 旧上瀬谷通信施設観光・賑わい地区開発事業  
計画段階配慮書に係る手続について

| 項目            | 内容  |
|---------------|---|
| 対象要件          | 横浜市環境影響評価条例（以下「条例」）<br>第2条第2号に掲げる第1分類事業<br>条例施行規則別表第1 11 運動施設、レクリエーション施設等の建設  |
| 配慮書の提出        | [条例第8条第2項]<br>提出：令和8年3月25日  |
| 配慮書の公告        | [条例第9条]<br>市報公告：令和8年4月15日<br>広報手段：広報よこはま4月号、横浜市ホームページ、X（旧ツイッター）   |
| 配慮書の縦覧・公表     | [条例第9条]<br>縦覧期間：令和8年4月15日～4月30日（16日間）<br>縦覧場所：みどり環境局環境影響評価課、旭区、瀬谷区役所 区政推進課<br>公表等：横浜市ホームページで配慮書の全文公表<br>横浜市中心、旭、瀬谷図書館で閲覧      |
| 環境情報提供書の提出    | [条例第10条第1項]<br>配慮書について環境の保全に関する情報を有する者は、縦覧期間内に、市長に対し、環境情報提供書を提出することができる。<br>提出期間：令和8年4月15日～4月30日<br>受付方法：横浜市電子申請・届出システム、郵送、持参 |
| 配慮市長意見書の作成    | [条例第11条第1項]<br>市長は、環境情報に配慮して、配慮市長意見書を作成し、計画段階事業者に送付。  |
| 審査会への意見聴取     | [条例第11条第2項]<br>市長は、配慮市長意見書を作成するときは、審査会の意見を聴く。<br>意見聴取依頼：令和8年4月20日   |
| 配慮市長意見書の公告・縦覧 | [条例第11条第3項]<br>市長は、配慮市長意見書を作成した旨を公告し、15日間縦覧。  |

図：配慮書の手続フロー

